

現地研修

農業委員会では、管内の先駆的事例や遊休農地を再生した優良事例等を視察するとともに、農地の実態や転用の進捗状況等を把握するため、農地現地研修を実施しています。

櫛引地域では、6次産業化・法人化を見据え、約2・4haの農地を新規に借用した事業者に話を聞きました。リンゴ・洋ナシ・和なしなど160本を新植し、さらに隣接した成木のリンゴの管理も依頼され、現在3haの果樹園でスタートしていきます。近い将来、5haまで規模拡大し、法人化をすることで人材確保を図り、ジュースや缶詰めなどの加工販売、収穫体験等の取り組みを考えているそうです。



羽黒地域では、松ヶ岡地内の遊休農地となっていた柿畑に、枝豆やワイン用のぶどうを作付けし耕作放棄地が解消された2つの圃場を視察しました。ぶどうが作付けされた圃場近くの農地には、今後ワイン醸造施設の建設が予定されています。



藤島地域長沼の圃場では、まちづくり未来事業の一環として、水稻栽培の低コスト・省力化技術を実証展示しています。縦畦の撤去による圃場の一体化、乾田直播栽培により作業期間の短縮や作期分散などの効果が期待されるそうです。



この他にも新しい農業へ様々な取り組みを視察でき、とても有意義な研修でした。

(金野匡良推進委員)

利用状況調査実施中です

農業委員会では、今年度も荒廃農地の発見と解消のため、「農地利用状況調査」を実施しています。荒廃農地は、病害虫の発生など近隣農地や住民に迷惑がかかりますので、草刈や耕起等による適正な管理をお願いします。なお、調査にあたり、立ち合いなどの必要はありません。



令和元年
5月より

農地の取得についての取扱いが一部変更になりました

耕作のために農地を買ったり借りたりするには、農地取得後の経営面積が50a以上必要です（別に下限面積が定められている地域もあります）。鶴岡市ではこの要件を一部変更し、宅地と隣接する農地が、位置や面積、形状から見て**宅地と一緒にないと利用が難しいと認められる場合**、この要件を満たさなくても農地を取得できるようになりました。

事前に農業委員会に申し出が必要です。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。